

事務所通信

みなさん、あけまして、お目出とうございます。旧年中は色々お世話になり、ありがとうございました。

さて暮れの31日私は、牧之原市坂口にある高尾山石雲院に除夜の鐘をつきにきました。今年は家族4人で出かけましたが、寒さ対策で、紅白歌合戦の終了前にきました。

本院におまいりをして、お寺の氏子の方々から、お札をもらい、まだ12時前だったのでおめでとうも言えず、「こんばんは」と、あいさつしたあと力いっぱい鐘をつきました。

寒い中を出かけなくてもと思うこともありますが、鐘をつき終わった時の「今年もこれで終り、さあ新年を！」と言った気持ちが1年の元気の素となるような気がします。

今回は年始めでもありますので、色々な情報提供をさせていただき、新春の事務所通信とします。



写真は、高尾山石雲院

1. 税(消費税)をめぐる動き

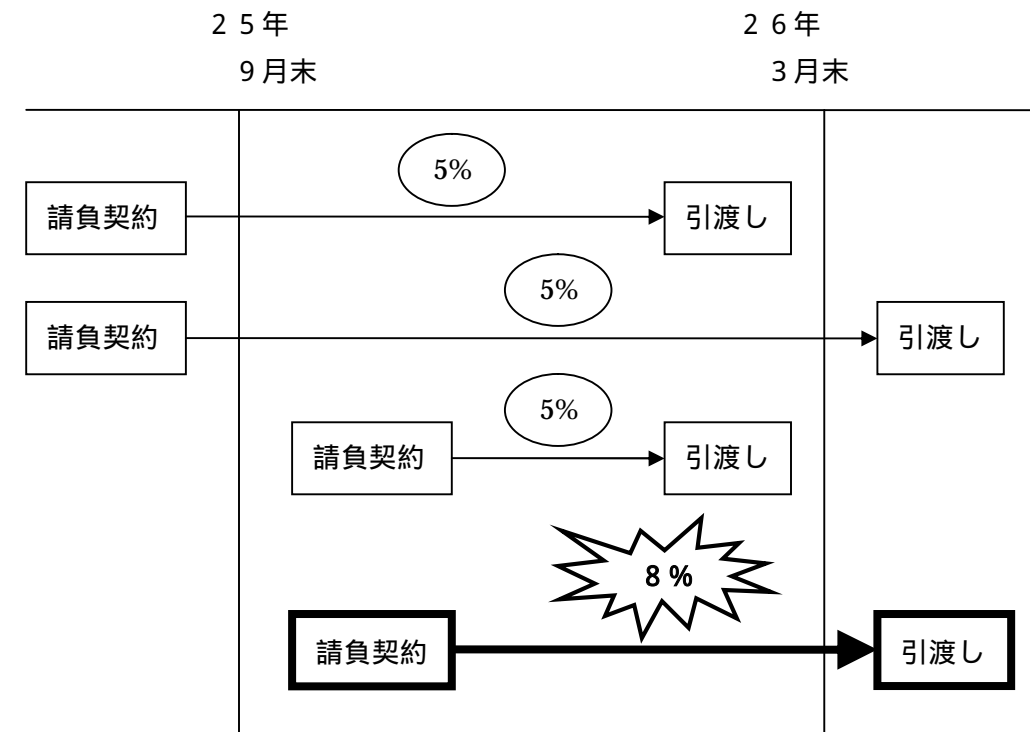


イ) 今の所消費税は

平成26年4月1日から8%、平成27年10月1日から10%と予定されています。そんな中去年の9月頃から、住宅メーカーが動き始めてきました。いわゆる、値上げ前のかけこみ需要です。

平成25年9月までに請負契約をするか、26年3月末までに引渡しをうければ値上げ前の5%の消費税ですみますが、引渡しが平成26年4月以降となると8%となります。住宅は高額なため税の影響も大きく、住宅建築をお考えの方は見過ごしのできないチェックポイントです。

<図を参考>





ロ) 登録免許税

登記手続きにかかる登録免許税の軽減措置が本年3月末日をもってなくなります。

1つは土地の売買による移転に伴う登録免許税ですが、現在軽減されて1.5%となっていますが、これが2%となります。

またオンライン申請手続きの際の軽減措置(3000円又は10%)もなくなります。

この軽減措置は政府の景気政策で、変わることも多いのでまだ、わからない所もありますが、いずれにしても、今年中のいつでも手続きをしていいと思っている方は、3月末までにすませるようにして下さい。



2. 遺言ワンポイント(証人の責任)

公正証書遺言を作る際、証人2人が必要と言われます。証人と言うとすぐに、裁判所で証言する“証人”と思って責任が重いと考えがちです。

しかし、公正証書遺言作成の際の証人は、遺言内容を確認する人と言っていると思います。

遺言者が遺言内容を公証人に述べている時、横で聞き、月日に遺言書を作ったと確認する人、一般的に言う“立会人”と考えればいいと思います。

秘密が守れて、証人にふさわしい人と考えてしまうと、誰でもと言うわけにはいかず、公正証書遺言作成の大きな壁となっていますが、作成を考えている人で証人が中々見つからないと言う人は御相談下さい。

事務所からのお知らせ

1) はやべん(早朝勉強会)のお知らせ

はやべんを2月2日(土)午前8時、佐藤事務所で行います。
講師は(株)ハチマル電子社長、鈴木雅夫様です。「中国の今、そして今後」と題して、中国で自動車部品の製造販売をしている社長が、新聞報道にはない中国の実情と、今後の中国での展開につき、話をしてくれます。

2) 第3回 遺言セミナーを開催します(別紙参照)

今回の方々は、相続を専門に講演されている方ですので、非常にためになるお話が聞けるとおもいます。ぜひお越し下さい。

3) 相談日(但し、相談は有料です)をご存知ですか

事務所では平日時間を取れない方々のために、第1と第3土曜を中心に相談日を設けています。

相談内容はどんなことでも結構です。

今の所、

2月2日(土) 16日(土) いずれも午前中

3月2日(土) 16日(土) 30日(土) ”

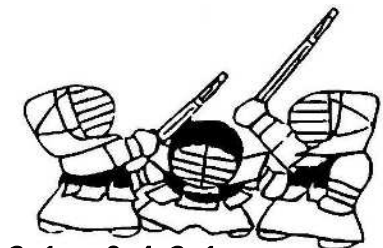
を予定していますので、平日では都合のつかない方などご利用下さい。

ここ1~2年景気が悪く、今年も楽観できません。しかし株価をみていると、“景気がよくなってほしい”と言う人々の期待で上っているように思います。

“思いは通じる”と言う言葉もありますので、ぜひ景気上昇を念じて、いい1年として下さい。

平成25年1月吉日

<案内図>



〒421-0421

牧之原市細江3203番地2

司法書士・土地家屋調査士・行政書士

佐藤寛事務所

TEL 0548-22-0063

FAX 0548-22-1409

<http://310-office.net/>